

PACO（国産ツーバイフォー工法による木造住宅）における県産木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社スペースエージェンシー（以下「甲」という。）、ウイング株式会社（以下「乙」という。）、株式会社伊万里木材市場（以下「丙」という。）、熊本県（以下「丁」という。）は、PACO（国産ツーバイフォー工法による木造住宅）における県産木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及び乙、丙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲、乙及び丙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

- ・甲は、自社の販売する PACO（国産ツーバイフォー工法による木造住宅）の生産に当たり、県産木材を積極的に活用することで、「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」の実現や SDGs の達成及び持続可能な地域社会の実現に貢献していく。
- ・県産木材による住宅のサプライチェーンを構築し、災害時においても早急かつ安定して住宅を供給できる体制を整備することで、被災者のすまいの確保にも貢献する。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・構想の実現に向けて、下記のとおり取り組み、PACO における構造材の県産木材使用率 100% の達成を目指す。
- ・県産木材を利用した高性能住宅の普及促進を図るとともに、木材供給者である乙及び丙と連携して、県産木材による木造住宅の安定供給体制を構築する。また、災害対応にも資する木造住宅の安定供給に向けた取組について、全国への普及を図る。
- ・乙及び丙と連携し、県産木材利用について、プレスリリースや SNS 等を活用し、積極的に広報する。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材の利用に努める。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

- ・乙は、甲による建築物への県産木材利用を促進するため、県産木材の安定供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」の実現に貢献する。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲による PACO の建築に当たって、求められる品質や量、合理的価格で合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。
- ・ツーバイフォー材の調達において県産木材により製造された製品を活用することにより、PACO を構成する木製パネルにおける県産木材の利用拡大に努める。

(3) 丙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

- ・丙は、甲による建築物への県産木材利用を促進するため、県産木材の安定供給体制の構築や循環型森林経営の確立に向けた取組を行うことにより、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献する。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・伐採後の再造林を推進し、循環型の森林経営に取り組む。
- ・合法伐採木材の普及促進、木材の合法性証明のための取組を推進する。
- ・ツーバイフォー材の製造において、県内の製材工場より原料ラミナの調達を行い、県産木材の利用拡大に努める。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丁は、甲、乙及び丙の構想の達成に向けて、甲、乙及び丙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲、乙及び丙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

熊本県全域

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 10 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲、乙及び丙は、丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要性が生じた場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要性が生じた場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 4 通作成し、甲乙丙丁が記名・押印のうえ、各自その 1 通を保管する。

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日

甲 株式会社スペースエージェンシー
代表取締役社長 益田 健至



乙 ウイング株式会社
代表取締役社長 倉田 俊行



丙 株式会社伊万里木材市場
代表取締役 伊東 貴樹



丁 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敏

